

令和8年度見本市出展委託業務（第28回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」、
危機管理産業展2026、機械要素技術展大阪）プロポーザル審査要領

令和8年度見本市出展委託業務（第28回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」、
危機管理産業展2026、機械要素技術展大阪）に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めま
す。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度見本市出展委託業務（第28回「ジャパン・インターナショナル・シー
フードショー」、危機管理産業展2026、機械要素技術展大阪）プロポーザル募集要領（以下、
「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査基準（審査項目、加点項目及び配点）は別表1のとおりとする。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時：令和8年6月19日（金）、オンライン開催を予定
※参加申込のあった事業者に対し、別途詳細をお知らせします
- (2) プレゼンテーション
 - ①プレゼンテーションの時間は1社15分とします。
 - ②各社のプレゼンテーション開始時刻は別途お知らせします。
 - ③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対す
る審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別表1に定める「審査基準」に基づい
て審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了後、各審査委員の審査表を集計し、加点項目の点数を加えた集
計結果をもとに協議を行い、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者
と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、最低基準点は各審査委員の平均で55点とし、審査の結
果、平均点を下回った事業者については候補者及び次点者として選定しないこととします。

附則 この要領は、令和8年5月7日から施行する。

別表 1

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
業務に対する考え方	・展示会出展の趣旨を理解し、コンセプトを立てた提案となっているか	10
展示・PR方法	・高知県／高知県産業振興センターとしての出展がわかる効果的な内容となっているか ・出展企業が、出展する実機やパネルその他展示物を効果的に配置できるようにしているか ・独自の視点や提案が含まれ、機能的なレイアウトとなっているか	25
誘客方法	・展示会の来場者からみて、ブースに入ってみようという設営となっているか ・展示会への来場者から見て、出展者名が一目でわかり、個別出展企業の内容が分かりやすくなっているか	20
ブースの使いやすさ	・出展企業が営業活動等を行いやすいレイアウトとなっているか ・展示、営業、商談の各スペースのバランスがとれているか ・ストックスペース（荷物や試供品やパンフレットなどの配布物を保管する倉庫スペース）は確保されているか。また、出し入れのための空間が確保されているか	20
実施体制・スケジュール	・作業を円滑に進めるための体制が、確保されているか ・十分な能力と経験を有する責任者及び担当者を配置しているか	15
業務実績・金額	・類似の業務実績はあるか ・要求水準を満たす能力はあるか ・事業執行が可能な金額であるか ・効果的な事業施行が見込まれる経費配分か	10

※企画提案書内に企画のポイントとなる取組等について記載してください。また、過去に見本市出展委託業務を受託したことのある事業者は、受託した際の課題に対する新たな取組を記載してください。

加点項目

番号	条件	加点
1	こうち SDGs 推進企業登録制度への登録事業者	各項目を満たすごとに審査員の平均点に1点を加点する。ただし、最大2点までの加点とする。
2	パートナーシップ構築宣言事業者	
3	高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、「次世代 育成支援部門」の認証を受けている者	
4	高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、「女性の 活躍推進部門」の認証を受けている者	
5	100 億宣言企業（国または県）	